

## 香芝市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画用途地域を変更しようとするため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和4年11月17日

香芝市長 福岡憲宏

- 1 決定に係る都市計画の種類  
大和都市計画用途地域
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域  
西真美三丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
香芝市役所 都市創造部 都市計画課
- 4 縦覧期間 令和4年11月17日から令和4年12月1日まで  
(土・日曜日、祝日を除く)
- 5 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで  
(正午から午後1時を除く)
- 6 意見書の提出要領  
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、及び連絡先を併記した文書1通を香芝市長宛とし、香芝市役所都市創造部都市計画課に令和4年12月1日までに必着するよう提出すること。